

第4章

自死対策計画

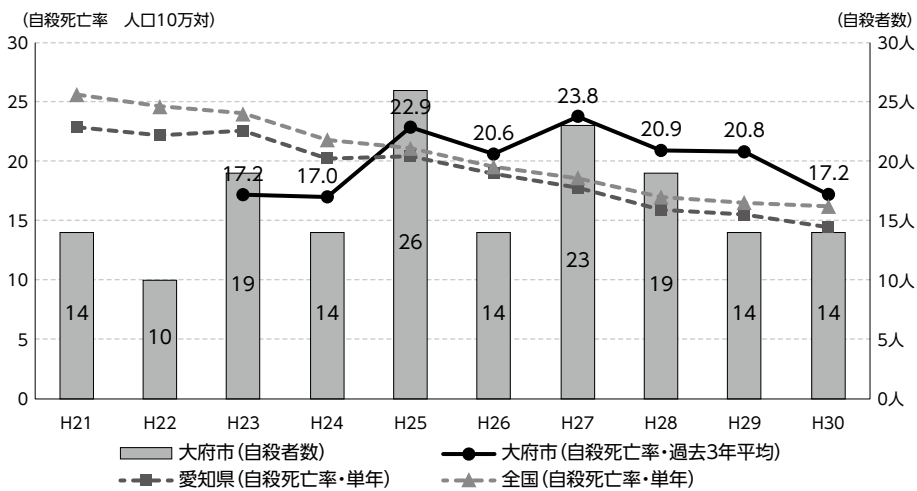
1 本市の自死の現状と課題

(1) 本市における自死の現状

1 自殺者数及び自殺死亡率(再掲)

- 本市の自殺者数は、年により増減がありますが、毎年10人以上が自ら命を絶っている状況です。多い年では20人を超えていましたが、ここ数年は減少傾向にあり、直近平成30年の自殺者数は14人となっています。
- 本市の自殺死亡率は、全国、愛知県と比較して高止まり傾向にあります。直近の平成28～30年の自殺死亡率は17.2となっています。

【図表4-1】自殺者数と自殺死亡率(人口10万対)推移(再掲)

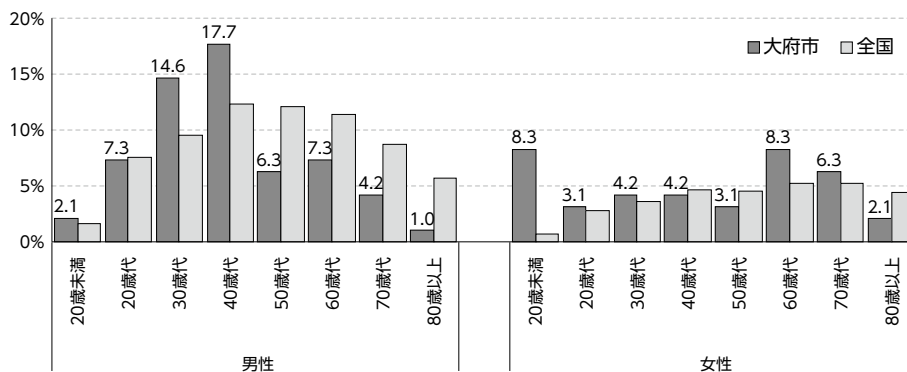


【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 性・年代別の自死の状況

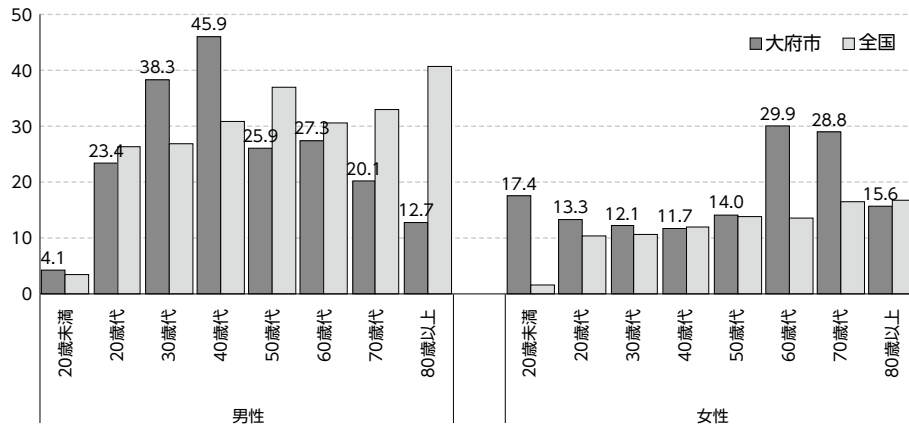
- 性・年代別の全自殺者数に占める自殺者割合をみると、30歳代男性、40歳代男性、20歳未満女性、60歳代女性の割合が高くなっています。
- 本市の性・年代別の自殺死亡率は、全国と比較して30歳代男性、40歳代男性、20歳未満女性、60歳代女性、70歳代女性で高くなっています。

【図表4-2】性・年代別の全自殺者数に占める自殺者割合(平成25～29年合計)



【出典】地域自殺実態プロフィール(2018)

【図表4-3】性・年代別の自殺死亡率(人口10万対・平成25～29年合計)

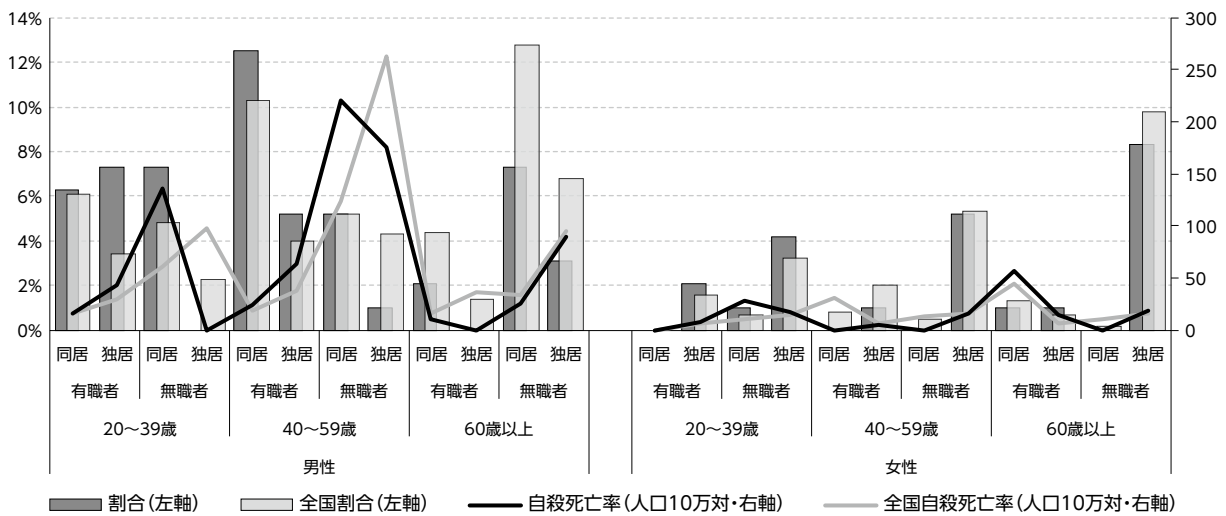


【出典】地域自殺実態プロフィール(2018)

3 有職・無職別、同居・独居別割合

- 本市では、40～59歳有職者同居男性の自殺者割合が高くなっています。一方、自殺死亡率で見ると有職者より無職者が高い傾向にあります。

【図表4-4】有職・無職別、同居・独居別自殺者割合(平成25～29年合計)

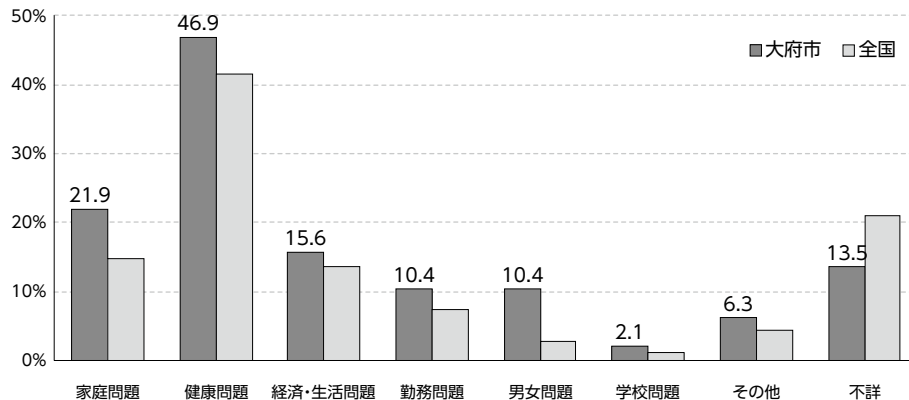


【出典】地域自殺実態プロフィール(2018)

4 自死の原因・動機別割合

- 自死により死亡した方の約半数は健康問題を抱えています。自死の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われていています。健康問題以外では、本市では家庭問題、経済・生活問題、勤務問題及び男女問題の順に多くなっています。

【図表4-5】自死の原因・動機別割合(平成25～29年合計)



(注)遺書などの自死を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上

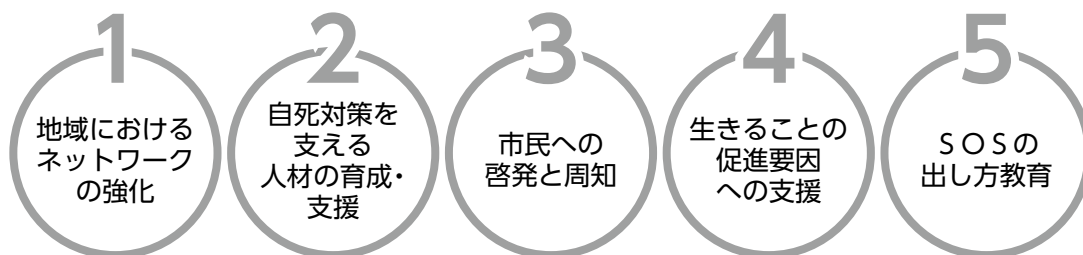
【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 本市の課題と取組の方向性

本市の自殺死亡率が、国や県よりも高いことから、誰も自死に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として自死対策に取り組んでいくことが必要です。関連施策と有機的な連携を図りながら、国の示す5つの基本施策を着実に実施していきます。自死対策においては気づきと見守りが特に重要であるという視点に立ち、困ったときは抱え込まずに誰かに相談すればよいという考えを普及させ、相談できる人や機関の充実や自死対策を支える人材育成に重点的に取り組みます。

また、本市の自死の特徴として、働き盛りの男性や高齢女性、未成年女性の自殺死亡率が高くなっています。5つの基本施策を推進するに当たり、本市の特徴を踏まえ、働き盛りの男性や高齢女性、未成年女性が抱える困難や課題に対する施策が充実するよう配慮します。

■ 5つの基本施策



2 生きることの包括的な支援

(1) 地域におけるネットワークの強化

自死対策を推進するに当たり基盤となるのが、地域におけるネットワークの強化です。自死対策に特化した会議はもちろん、自死対策に資するテーマで開催される会議などを通じて、庁内外の関係機関のネットワークを強化し、連携と協働を推進します。

1 大府市いのち支える自死対策連絡会議の開催

- 市長を中心に、庁内が連携し、総合的かつ効果的な施策を推進するため、大府市いのち支える自死対策連絡会議を開催します。(健康都市推進課、健康増進課)
- 相談件数や通報件数、自損行為⁶による搬送件数、滞納額など、自死の要因となりうる「生きることの障害要因」の実態把握に資するデータを提供します。(市民課、納税課、水道課、青少年女性課、子育て支援課、地域福祉課、保険医療課、高齢障がい支援課、学校教育課、健康増進課、消防署)

2 「健康都市おおぶ」推進会議の開催

- 自死対策を推進するため、有識者による審議会を開催します。(健康都市推進課、健康増進課)

3 知多保健所主催の連携会議などへの参加

- 地域での支援体制の充実を図るため、自殺未遂者支援地域連携会議に出席し、関係機関との連携を図ります。(健康増進課、高齢障がい支援課、消防署)
- 各種相談窓口の連携を目的とした相談窓口ネットワーク会議に出席し、関係機関との連携を図ります。(健康増進課、高齢障がい支援課、消防署)
- 精神疾患に関する支援について具体的な事例を交え検討する精神保健福祉サポート会議に参加し、関係機関との連携や対応力の向上を図ります。(健康増進課、高齢障がい支援課、消防署)

4 施策ごとのネットワーク会議などの開催、参加

各施策において、関係機関との連携や課題の解決に向け、会議などを開催します。

- 要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議(子育て支援課)
- 高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会(高齢障がい支援課)
- 在宅医療・介護連携推進会議及びワーキンググループ(高齢障がい支援課)
- 認知症地域支援ネットワーク会議(高齢障がい支援課)
- 認知症初期集中支援チーム検討委員会(高齢障がい支援課)
- 自立支援協議会(高齢障がい支援課)
- 地域福祉推進会議(地域福祉課)
- 民生児童委員協議会(地域福祉課)
- 学校保健会(学校教育課)
- いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題対策委員会(学校教育課)

⁶ **自損行為** 自身を損壊するあらゆる行為のこと。自損行為による救急搬送事例には、自殺既遂事例とともに自殺未遂及び自傷行為事例が含まれる。

- 生涯学習審議会(協働推進生涯学習課)
- DV連絡会(青少年女性課)
- 子ども・若者支援地域協議会(青少年女性課)
- 雇用対策協議会(商工労政課)

(2) 自死対策を支える人材の育成・支援

自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関につなぎ、見守ることができる人をゲートキーパーといいます。ゲートキーパー養成研修を通じて、周りの人の悩みや心の不調に気づき、適切に対処できる人材を増やします。また、生きるための包括的な支援につながる見守りや活動を行う人材の育成を通じて、地域全体の自死リスクを低下させます。さらに、自死対策を支える人材が対応に苦慮して自らも追い込まれることのないよう、支援者に対する支援を充実させます。

評価指標

評価指標	現状値	目標値
ゲートキーパー養成数	0人	700人以上

1 ゲートキーパーの養成

- 自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及させ、自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う「ゲートキーパー」を庁内で養成します。(秘書人事課、健康増進課)
- 市民や団体に向けてゲートキーパー養成講座を開催し、身近な地域での気づきと見守りを推進します。(健康増進課)

2 地域で気づきや見守りを行う人材の育成

- 成年後見制度の利用を促進します。(高齢障がい支援課)
- 認知症サポーターを養成します。(高齢障がい支援課)
- 高齢者の相談や個別訪問を担う民生委員の活動を支援します。(地域福祉課)
- 地域見守り活動に関する包括協定により、地域全体を包括的に見守る体制の強化を図ります。(地域福祉課)
- ボランティアを養成し、市民活動を支援します。(協働推進生涯学習課)

3 支援者に対する支援

- 通報者や応急手当をしてくれた方、ご家族などその場に居合わせた方に対し、必要に応じて相談窓口を案内するカードを手渡します。(消防署)
- 認知症の人の家族や、介護者の交流の場づくりを行います。(高齢障がい支援課)
- 教職員の多忙化解消に取り組み、教職員が児童生徒により丁寧に向き合える環境整備を進めます。(学校教育課)

(3) 市民への啓発と周知

自死に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」であり、誰もが当事者になり得る重大な問題であること、さらに、命や暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるよう、様々な機会を通じて啓発します。また、うつ病をはじめとする精神疾患や自死に対する誤った認識や偏見を払拭し、心情や背景への理解が進むよう、啓発します。

1 自死対策関連の啓発

○自殺予防週間、自殺対策強化月間などを活用した啓発

- 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、ポスターの掲示や啓発グッズの配布などを通じて市民に啓発します。(健康増進課)

○様々な機会を活用した啓発

- 啓発グッズの配布を通じて、相談先などの情報提供を行います。(健康増進課)
- 健診やイベントなどの機会を活用し、自死防止に関する市民の理解を醸成します。(健康増進課)
- 国や県、市の統計資料を収集・分析し、広く情報を共有します。(健康都市推進課)

2 支援情報の提供

- 障がい者、戦傷病者の方に向けた「福祉ガイドブック」を配布します。(高齢障がい支援課)
- 認知症の方や家族に向けた「おおぶ・あったか 認知症安心支援ガイド」を作成、配布します。(高齢障がい支援課)
- 子育て家庭に向けた「おおぶ子育てガイドブック」を作成、配布します。(子育て支援課)
- DVや女性のための相談窓口のパンフレットを作成、配布します。(青少年女性課)
- 健康相談を通じて各種相談支援機関や医療機関へつなげます。(健康増進課)

(4) 生きることの促進要因への支援

自死に追い込まれる危険性が高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」よりも、失業や多重債務、生活苦など「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため、多様な相談支援に加え、居場所づくりなどを推進し、生きるための包括的な支援として自死対策を推進します。

評価指標

評価指標	現状値	目標値
困ったときに相談できる人・機関の充実に満足している人の割合(18歳以上)	32.7%	40%以上

1 心とからだの健康づくりの推進

- 出前講座やイベントなどで心とからだの健康づくりを啓発します。(健康増進課)
- 健康経営に関する表彰制度などを通じて、企業のメンタルヘルス対策を推進します。(商工労政課、健康増進課)
- 心とからだの健康相談を実施します。(健康増進課)
- 特定健診、がん検診などの受診率向上に取り組み、疾病の早期発見、早期治療、重症化予防を推進します。(保険医療課、健康増進課)
- 健康づくりに関する啓発や事業を実施します。(健康増進課)

2 居場所づくり

- 子どもステーションの運営、サークル活動や交流会、教室などを通じて、子育て家庭の居場所づくりを行います。(子育て支援課)
- 児童老人福祉センターの運営を通じて、子どもや高齢者の居場所づくりを行います。(子育て支援課)
- 適応指導教室(レインボーハウス)を通じて、不登校などの児童生徒の居場所づくりを行います。(学校教育課)
- 学習支援などを行いながら生きる力を醸成する場を提供します。(協働推進生涯学習課)
- 高校・大学生などの若者の居場所・活躍の場づくりを行います。(青少年女性課)
- 地域における様々な居場所づくりを支援します。(高齢障がい支援課、協働推進生涯学習課、子育て支援課)
- 常設サロンやふれあいサロンの開設や運営支援などを通じて、地域における居場所づくりを推進します。(高齢障がい支援課)

3 相談支援

○子ども・若者

- 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携して相談・支援を行います。(子育て支援課)
- 児童虐待防止法に基づき、虐待の恐れがある場合すみやかに通報を行います。(全ての課)
- 不登校などの児童生徒を対象に、適応指導教室を設置し、学校・家庭・関係機関と連携して支援を行います。(学校教育課)
- いじめや差別といった人権に関する相談に応じます。(青少年女性課)
- スクールカウンセラーや心とからだの教室相談員を配置し、相談活動を実施します。(学校教育課)
- 不登校やニート・ひきこもりの子ども・若者及びその家族からの相談を受け、関係機関と連携して支援につなげます。(青少年女性課)
- 虐待やひきこもりなどの生徒に、学習支援などを行いながら生きる力を醸成する場を提供します。(協働推進生涯学習課)

○障がい者

- 障がいを持つ方やその家族のための相談事業を実施します。(高齢障がい支援課)
- 障がいを持つ方に、経済的支援や生活支援を行います。(高齢障がい支援課)
- 当事者団体の活動を支援します。(高齢障がい支援課)

○高齢者・介護者

- 高齢者やその家族から日常生活についての相談を受け、適切な支援や見守りにつなげます。(高齢障がい支援課)
- 成年後見制度の利用を促進します。(高齢障がい支援課)
- 関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図ります。(高齢障がい支援課)
- 認知症の方及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援や啓発、本人や介護者の集いや交流の場づくり、見守りネットワークの構築などを行います。(高齢障がい支援課)
- 高齢者の相談や個別訪問を担う民生委員の活動を支援します。(地域福祉課)
- 地域見守り活動に関する包括協定により、地域全体を包括的に見守る体制の強化を図ります。(地域福祉課)
- 要介護となるおそれが高い方へ訪問・面接・電話などの相談支援を行います。(健康増進課)

○ひきこもり

- ひきこもりの方やその家族からの相談を受け、関係機関と連携して支援につなげます。(青少年女性課、地域福祉課、高齢障がい支援課、健康増進課)

○ひとり親家庭

- 相談事業を実施します。(子育て支援課)
- 所得に応じ、手当の支給や医療費助成などの経済的支援を行います。(子育て支援課、保険医療課)

○妊産婦、子育て中の保護者

- 母子手帳交付時に、全ての妊婦に相談事業を実施し、必要に応じて関係機関と連携して支援します。(健康増進課)
- 出産後、保健師・助産師が全戸訪問し、必要に応じて関係機関と連携して支援します。(健康増進課)
- 産婦健診において産後うつ等のスクリーニングを実施し、必要に応じて支援につなげます。(健康増進課)
- 育児相談や育児支援のための家庭訪問を実施します。(子育て支援課、健康増進課)
- 一時保育や産後ケア事業を通じて、母親の体やこころのケアやリフレッシュを支援します。(健康増進課、保育課)
- 子育てに困難を抱えている保護者に対し、教室や相談を実施します。(子育て支援課)
- 乳児・幼児の発達・発育に関する相談支援を行い、子育て支援情報を提供します。(健康増進課)

○生活困窮者

- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れがある方に対し、相談に応じ、自立に向けた支援を行います。(地域福祉課)
- 就業支援センターを設置し、職業相談・職業紹介と生活支援サービスの案内を一体的に行います。(商工労政課)
- 経済上の理由で就学することが困難な児童生徒の保護者を対象に、就学上必要な経費の一部を支援します。(学校教育課)
- 生活に困窮する方を保護し、健康で文化的な生活を保障するとともに、自立にむけた支援を行います。(地域福祉課)

○消費者トラブル

- 消費生活相談員による相談事業を実施します。(商工労政課)

○日常生活で困りごと・悩み事を抱えている方

- よろず相談員が相談に応じます。(青少年女性課)

○法的問題を抱えている方

- 専門家による相談事業を実施します。(青少年女性課)

○健康問題を抱えている方

- 健康相談を実施します。(健康増進課)

○虐待被害者

- 関係機関と連携し、高齢者・障がい者虐待の早期発見、早期対応を図ります。(高齢障がい支援課)
- 配偶者暴力防止法に基づきDV被害者の相談、保護及び必要な措置を行います。(青少年女性課、市民課)
- 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携して相談・支援を行います。(子育て支援課)
- 虐待の恐れがある場合速やかに通報を行います。(全ての課)

○犯罪被害者

- 犯罪被害者支援を関係機関と連携して実施します。(危機管理課)

4 未遂者、遺された方への支援

○未遂者支援

- 愛知県知多保健所主催の各種相談窓口の連携を目的とした自殺未遂者支援地域連携会議に出席し、関係機関との連携を図ります。(健康増進課、高齢障がい支援課)
- 救急搬送の際に、必要に応じて「つ・な・ぐシート」(情報提供について相談者本人が同意し、相談者自身が次の紹介先・つなぐ先に持参するシート)や相談窓口の案内カードを渡します。(消防署)

○遺された方への支援

- 関係機関と連携し、相談窓口や当事者団体などの支援情報の周知を図ります。(健康増進課)

(5) SOSの出し方教育

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処法として、信頼できる大人に助けの声をあげることができるよう、児童生徒に対するSOSの出し方教育を推進します。

- 児童生徒に、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処法を身に付けるための教育を実施します。(学校教育課)